破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第７５号
宮崎県えびの市大字原田1403番地25
破産者　木村　尚樹
特別調査期間　平成21年12月２日から平成21年12月９日まで
平成21年11月４日　宮崎地方裁判所都城支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２０４号
愛知県知立市南陽１丁目154番地
破産者　松本　博樹
１　期日　平成21年11月30日午後４時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月４日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第２５０号
長崎県佐世保市小佐々町黒石606番地１
破産者　株式会社建翔
１　期日　平成21年12月４日午前10時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年10月27日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第４５６号
熊本県菊池市泗水町吉富205番地38　コンフォート1996Ａ棟101号
破産者　中島　里花
異議申述期間　平成21年12月22日まで
平成21年11月４日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１１８１号
熊本県人吉市上永野町1034番地
破産者　加藤　修一
異議申述期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月４日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第６０６号
熊本市龍田弓削646番地61
破産者　田中　順子
異議申述期間　平成21年12月25日まで
平成21年11月４日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第２４９号
宮崎県延岡市古川町49番地４
破産者　濵﨑　誠一
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年11月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２０年（フ）第５８９号
福岡県筑紫野市大字岡田310番地の８
破産者　株式会社フルニカ
異議申述期間　平成22年１月６日まで
平成21年11月２日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第３４２号
山口県山陽小野田市旭町１－６－25　レオパレスセジュール205号、住民票上の住所山口市秋穂東7377番地
破産者　緒方　由美
１　異議申述期間　平成21年12月24日まで
２　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
平成21年11月４日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第６４号
青森県八戸市青葉１丁目14番20号　シティハイムオーサンス、前住所青森県八戸市小中野１丁目１番18号
破産者　尾﨑　昭雄
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第３２０号
愛知県一宮市起字与三ケ巻63番地
破産者　櫛田　輝司
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２１号
愛知県一宮市起字与三ケ巻63番地
破産者　櫛田　時子
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２２号
愛知県一宮市起字与三ケ巻44番地１公団住宅３棟503号
破産者　櫛田　恭裕
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第４号
北海道函館市浅野町３番６号
清算株式会社　日本化学飼料株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
函館地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第５号
青森県八戸市江陽４丁目５番14号
清算株式会社　八戸水産飼料株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
函館地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第１１号
富山県高岡市中田4576番地
清算株式会社　ＫＳ商事株式会社
代表清算人　本郷　　博
１　決定年月日　平成21年10月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（ヒ）第２号
長崎県諫早市川床町395番地２
清算株式会社　長崎興菱生コン株式会社
代表清算人　小野　忠男
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所大村支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２００８号
東京都新宿区新宿２丁目３番15号大橋御苑ビル２階
清算株式会社　エムディー商店株式会社
１　決定年月日　平成21年11月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２１年（ミ）第２６号
東京都目黒区目黒２丁目10番11号
更生会社　株式会社ジョイント・コーポレーション
主文　管財人として
東京都品川区北品川４丁目８番14―201号
水上　博和
を選任する。
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第２７号
東京都目黒区目黒２丁目10番11号
更生会社　株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産
主文　管財人として
東京都品川区北品川４丁目８番14―201号
水上　博和
を選任する。
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２１年（ミ）第３１号
大阪市淀川区宮原１丁目６番１号
開始前会社　株式会社ロプロ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分
２　上記更生債権となるものを被担保債権とする留置権による競売
平成21年11月２日
東京地方裁判所民事第８部